

30茅市相第22号
平成30年9月4日

松浪地区まちぢから協議会
会長 植松 伸擴 様

茅ヶ崎市長 服 部 信 明

市民集会における質問事項について（回答）

秋暑の候、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、市政推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。御要望のありました標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。

浜竹一丁目自治会

1. 防災行政無線の活用

防災無線の放送については、よく聞こえないと言われているため、行政も防災ラジオ、携帯、市ホームページ、FM放送などの補完手段を講じている。しかし、これらは住民側からアクセスをしないかぎり情報は入手できない。また、現在の放送内容では、住民も補完手段を講じるほどの必要性を感じていないのではないか。

平常時の放送が、行方不明者、振り込め詐欺関連のものがほとんどで、住民の大半は自分に関係ない事柄として、「またか!」といった感覚のようである。しかし、住民にとって身近かな放送内容を常時発信することで、聞き耳を立てるようになるのではないだろうか。

このままの放送内容では、災害時に役に立たないことになる。

①不審者情報、空き巣、窃盗、孤独死、連続放火などの情報は住民の注意喚起を促すと同時に、これらの抑止効果にもなるはずである。現実には、上記情報にしても、隣近所ですら知らないことが多いのでは、被害拡大を防止することも出来ない。

②災害時の放送にしても、特に警報については、地震・津波・延焼大火災時の警報を定期的実施をして、警報の種類が認識できるように、耳に慣れてもらう必要がある。

（担当：防災対策課）

防災行政用無線は、「茅ヶ崎市地域防災計画」に定める災害時の非常通信手段として使用するほか、平常時には光化学スモッグ注意報等の発令・解除、行方不明者等の捜索など、市民の皆様の生命、身体及び財産に影響を及ぼすおそれがある場合に限り使用しております。

現在、本市では警察からの振り込め詐欺等の犯罪の情報提供依頼を受けた場合、緊急性、

被害者のプライバシー保護への配慮、警察の捜査への支障などを考慮に入れながら、既に発生した犯罪の被害の拡大防止のため必要と判断したものに限り、市民の皆様が犯罪に巻き込まれないよう防災行政用無線で放送を行っております。

大規模な災害が発生していないことから、振り込め詐欺の発生や行方不明者捜索協力依頼の放送が主なものとなっておりますが、警察から協力依頼があった場合には、上記を踏まえ、放送してまいります。

地震・津波といった通常放送とは異なる各種サイレン音につきましては、定期的な試験放送は実施しておりませんが、平成28年11月の地震・津波防災訓練において、緊急地震速報及び大津波警報を放送したほか、平成30年1月には国民保護サイレン一斉再生訓練において国民保護サイレンを放送しております。また、災害時の放送として平成28年9月からは、大雨警報発表時には、夜間でも放送できる体制を整えております。

試験放送のほかに、各種サイレン音を確認する方法といたしまして、市ホームページでは各種サイレン音の音声データを試聴いただけますので、御利用いただければと考えております。

なお、防災ラジオにつきましては、防災行政用無線の放送内容を自動的に受信するもので、直近の放送内容を聞き直すことができる機能も有しており、情報を取りに行く手間がございませんので、情報入手手段として有効なものとなります。

2. 関連質問として、東日本大震災から7年過ぎたが、地震発生時及び津波警報発令に住民はどのような行動をしたのか、行政としてアンケートなり調査をしたのか。調査をしたのであれば。その後の防災訓練にどのように活かしているか、お聞かせください。

(担当：防災対策課)

東日本大震災に関連し、本市としてアンケートは実施しておりません。しかしながら、平成28年度に内閣府と合同で実施した地震・津波防災訓練においては、緊急地震速報が放送された際の身を守る行動・大津波警報が放送された際の避難行動について、「日頃から、津波の避難先を決めているか。」、「大津波警報発表から避難先に避難するまでにどのくらい時間がかかったか。」といったアンケートを実施しております。今後につきましても、個別の訓練を実施する際には、アンケートを実施し、以後同様の訓練を実施する際の参考とさせていただきます。

御意見にあります災害発生時の住民の皆様を把握させていただくことは、重要なことではありますが、それ以上に、実際の被災地ではどのような状況が発生していたかといった現場の状況を把握することが、今後の防災対策を進める上で最も重要であると認識しております。

近年では、平成28年に発生した熊本地震等において、災害時の拠点機能の強化や、地域の救援ニーズをいち早く把握し救援につなげる情報受伝達方法の確立の重要性や必要性が改めて注目されました。

こうした状況を踏まえ、平成28年度から地域の皆様と連携し、地区防災訓練において情報受伝達訓練を実施させていただいております。

今後につきましても、各地の災害被害や対応状況の研究を重ね、減災効果がより図られる訓練の実施に向け、地域の皆様と連携し進めてまいります。

3. 公園設置について

浜竹一丁目内には、公園が1カ所もありません。これまで公園緑地課で公園候補地を探して折衝してるのは承知しているが、その成果が出ていない。

現在、公園の候補となる土地（畑、駐車場、空き家など）は何カ所かあるが、今年になって浜一内でも大きな駐車場が2カ所売りに出され、分譲される。このままでは、候補地がどんどん減っていくことは目に見えている。

100坪～200坪の買い上げには億単位の財源が必要になるが、公園の果たす役割は多岐に渡る

- ①浜一の子供達は狭い道路で遊んでいるが、親から見れば道路では危なくて遊ばせられないため、どうしても家の中に閉じこもることになり、健全な子育てができない。
- ②公園における親、子ども同士の交わりが、地域コミュニケーションの場となる。
- ③都市政策による住みよい街づくりの緑化事業に果たす役割も大きい。
- ④減災面からみても、クラスターの緩衝地にもなり、発災時の一時避難場所にもなる。

都市計画において、公園の重要性から公園設置を目標にした予算計上が出来ないのだろうか。これは、土地の買い上げだけでなく、土地の借用条件についても考慮することで可能性が出てくるのではないだろうか。

（担当：公園緑地課）

公園は、地域の憩いの場であると同時に、災害時における一時避難場所という面も併せ持つため、公園の整備は重要であり、また、松浪地区は公園空白地が多くあることから、公園整備を進めていく必要がある地域であると認識しております。

公園用地の取得には多額の費用と期間を要するため、現在は借地による公園整備を進めているところですが、公園や緑地がない浜竹地区など市内南東部から優先して取り組んでおります。

また、借地公園の設置は、「茅ヶ崎市グリーンオアシス計画推進に関する要綱」に基づいておりますが、この中での借地公園の設置基準等の要件について、今後の状況を見据え、要綱の見直しを含め、内容を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

4. 汐見台海岸の浸食対策について

海岸浸食は、湘南海岸に限らず全国的な問題として取り組まれているが、茅ヶ崎海岸における海岸浸食対策については、どのように取り組まれているのか。また、これからの取組についてお聞きしたい。

特に、これまで茅ヶ崎海岸、特に中海岸地区の浸食対策事業は進められているが、松浪地区最寄りの汐見台海岸は、浸食対策事業から取り残されているのではないか。

松浪地区でも、各自治会が自治会活動の一環として「地引網」を実施している。

浜一では、「渚の集い」として、地引網だけでなく浜辺で会員交流を目的としたイベントを毎年実施している。しかし、浜辺が毎年のように狭くなり、参加者 200~400 名が安全に遊戯できなくなっている。それに、毎年行われている茅ヶ崎花火大会の見物にしても、夕刻の満ち潮で見物できる浜辺がほとんどなくなってきている。

「ちがさき都市マスタープラン改定」の南東部地域の将来像として、【良好な生活文化を持った風格のある海辺のまち】が標榜されている。しかし、このままでは近い将来、自然環境が保全された「海辺のまち」とは云えなくなるのではないか。

今年地引網では、海ガメが入っていた。海ガメが産卵できるような浜辺に回復することはあるのでしょうか。

(担当：農業水産課、都市政策課)

茅ヶ崎海岸では、砂浜が波を打ち消してくれることで台風などの高波被害から背後にある住宅への被害を防いでまいりました。しかしながら、昭和50年中頃から砂浜が侵食され始め、管理をする神奈川県では、砂浜の機能を保全するため、コンクリートの構造物を建設するのではなく、侵食が進行している箇所には土砂を投入する「養浜」という手法により海岸侵食防止対策を継続的に実施しております。事業実施は柳島地区、中海岸地区、菱沼地区を対象として、平成29年度実績としては、柳島地区に年間2,500立方メートル、中海岸地区に年間30,000立方メートル（うち15,000立方メートルを漁港西側堆積砂よりサンドバイパス。市は3,000立方メートル実施。）、菱沼地区に年間3,257立方メートルの土砂を投入いたしました。また、ヘッドランド東側の浜須賀海岸では近年侵食が激しくなっており、神奈川県藤沢土木事務所なぎさ港湾課もそのことを認識し、侵食が激しい箇所を重点的に実施していただいております。

なお、平成29年10月22日から23日にかけての台風21号に伴う高波が相模湾沿岸に大きな被害を及ぼし、本市においても茅ヶ崎漁港やサイクリングロードへの被害を受けました。しかしながら、現在までに養浜が行われていた中海岸においては、養浜が防波堤としての機能をし、一部は影響が出たものの人的被害はなく、養浜による海岸機能保全の効果があったと認識しております。

今後につきましても、神奈川県を始め漁業事業者等を含めた関係団体の皆様との意見交換を重ね理解を得た上で、養浜を継続していく必要があると考えております。さらに、養浜を効果的に実施するために、必要箇所には護岸前の「籠マット」の設置や、護岸倒壊防止策としての新工法も検討しながら、効果的な対策を実施してまいります。

また、松浪地区最寄りの汐見台海岸につきましても、今後も地引網体験をしていただき、地元海産物の魅力を味わっていただけるよう神奈川県へ養浜実施の要望をしておりますが、現状を確認しつつ神奈川県との協議を踏まえ、状況に応じた養浜を実施していただけるように、引き続き強く要望してまいります。

なお、海岸の状況については、本市でも確認をしてまいります。地区の皆様からの情報をいただければ、神奈川県へ情報を伝えてまいります。

浜竹二丁目

5. 空き家 活用方法

浜竹二丁目には会館、広場、公園等がありません。

町内（浜竹2-8-33付近）に2件の空き家があります。1件は我々にはすべてが不明な空き家です。数十年前から問題視されていて、所有者さえ不明で不動産課税等はどのように処理されているのか。この様な空き家を行政で手を加え地域で活用方法はないか。

その他浜竹二丁目には5件～6件の空き家がありますが、所有者は分かっている空き家です。空き家の放火も考えられます。

（担当：資産税課、都市政策課、予防課）

総合的な空き家対策を推進していくため、平成27年5月施行の「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成29年4月に「茅ヶ崎市空家等対策計画」を策定し、空き家の調査の継続、発生予防、適切な管理の促進及び利活用等の対策を実施しております。

空き家の所有者等に対して、現地確認の上、電話による適正管理等の働きかけを行うとともに、空き家の問題箇所が分かる写真、及び周辺へ及ぼす影響についての内容を記した書面を送付し、改善に向けた具体的な行動を起こしていただくよう取り組んでおり、防犯・防火上の観点から、防犯パトロール等についても引き続き実施してまいります。

地域の活性化に資する施設への利活用の検討につきましては、平成26年3月に策定しました「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」に基づき、平成29年1月に開設しました「住まいの相談窓口」、及び市場に流通していない空き家の所有者と空き家活用等希望者とをつなぐ「空き家活用等マッチング制度」により、空き家の利活用、流通促進、及び地域の活性化へのきっかけ作りを推進しているところです。

所有者が不明な空き家を行政が活用することにつきましては、権利者との調整等ができないことから、困難であると認識しております。

なお、不動産課税状況につきましては、現状におきまして他の物件と同様に課税を行っておりますが、個人の特定につながることににつきましては、詳細な回答を控えさせていただきます。

6. 歩道に自転車走行禁止の看板設置

辻堂南口・海岸線道路（シャトレゼ店前迄）で歩道に自転車が並列・逆走等走行しているため高齢者に危険である。先日もパン屋さん・整骨院から出た際に自転車と接触し横転しそうになったと苦情があった。

茅ヶ崎市は自転車が多く、辻堂南口・海岸線道路は通勤・通学に駅まで利用が多く、利用者の80%が歩道走行し危険である。

高齢者から看板設置し走行遵守するよう要望がでている。数年前に地元市議員に要望したが、講習をやってますとの回答だけであった。講習会に参加してみたが高齢者のみであった。

自転車での歩道走行者はサラリーマン・学生・主婦（60歳未満）が多い。別添写真一覧参照を（一例）特に若い男性に注意すると逆上して危険を感じる。

上記に関し、警察・市役所に「歩道走行禁止看板設置」対応依頼したが反応が無かったので現在に至った。

問題点として、道路の車道、自転車通行帯白線（路側帯）もなく、また歩道走行禁止標識もない。下記についての、設置及び要望致します

（1）自転車走行は車道である旨の看板設置（左右歩道に数か所、最低でも6看板）及び駅前自転車預かり所に看板設置し歩道走行危険の注意喚起をする。

（担当：安全対策課）

市道0115号線（浜竹通り）につきましては、道路標識や道路標示で自転車の歩道通行が許可されていないため、歩道を通行できるのは、自転車の運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者の場合、安全のためやむを得ない場合に限られ、その際にも歩行者優先で車道寄りを徐行しなければなりません。

啓発看板の設置につきましては、この状況を踏まえ、通勤時間帯の状況を確認させていただいた上で、看板の内容と実際に設置できる箇所があるかも含めて調整させていただきたいと考えております。

（2）自転車走行指導帯又は自転車専用通行帯を整備。

（担当：都市政策課、道路管理課）

自転車の走行空間の整備につきましては、平成27年3月に策定した「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画・自転車ネットワーク計画」の中で、整備の優先順位が平成34年から平成36年までの長期に位置付けられております。今後、アスファルト舗装の打換えや補修と同時期設置を見据えて整備を進めてまいります。

また、整備の形式は当該道路の車道幅員が8.5メートル以上の場合には「自転車専用通行帯」での整備となりますが、当該道路の7.0メートルの車道幅員で整備されているため、矢羽根や自転車マーク等による「法定外路面表示」による整備を計画しています。

写真により御指摘がありました車道外側線を含む道路区画線等が消えていることにつきましては、施工規模が大きいことから、複数年での対応となりますが、順次、塗り直しの対応を実施してまいります。

（3）通勤時間帯時に視察を実施して頂きたい。

（担当：安全対策課）

6（1）と一括して回答しております。

浜竹四丁目自治会

7. 浜竹四丁目内に、防災倉庫及び公園用地の提供を願いたい

本年3月、かつての「兵金山公園」が民間ディベロパーの再開発で12戸の住宅区域に

生まれ変わり、新たな住民を受け入れました。

その際に、防災倉庫用地を手当てして頂くようお願いしてまいりました。

担当部門との定期協議を重ねてきた中で、2017年秋には有力な公園用地として提供しても良いとの確かな情報があり、是非「公園確保」の方針で臨む、との重大な決意が表明されました。

しかしながら、2018年6月、突如「地権者から公園として売却するつもりがなくなった、との意思表示があり、市当局としては方針転換をせざるをえなくなった」、との報告を受けました。

その折衝経過について、詳らかにして頂きたいことと、今後の展開への教訓を述べて頂きたいと、お願い申し上げます。

(担当：公園緑地課)

兵金山公園につきましては、地権者様より用地の売却について相談を受けたことから、用地購入についての検討を行いました。用地購入に関する提示額及び手続に費やす期間等、交渉を進めましたが、残念ながら最終的に話がまとまらず、公園としての存続ができなくなったものです。

当地区におきましては、防災上からも公園が必要な地域と認識しております。今後も、当地区を借地公園設置の最優先地区としまして、自治会を始めとした地域の皆様の御協力を得ながら、公園用地の確保ができるよう取り組んでまいります。

8. 感震ブレーカー(3か年計画)の仕組みに関する疑問点

茅ヶ崎市、就中、松浪地区は県下最大の火災クラスターに属しており、地震発生後の大規模火災は地域の最大の懸念事項です。

これに対処する為に数年前に急遽提起された「感震ブレーカーの設置推進」ではあるが、下記の問題点が指摘されていたにも拘らず、強引に進められていて、尚且つ、追加条件を付加する等、甚だ理不尽である。直ちに、改善を求める。

(1) 本年度実施要項には「交付決定後の金額の変更が生じないように、平成31年2月末までに間違いなく設置が完了する個数を申請」と厳命されている。

申請と完了との間には、ほぼ10ヶ月間もの時間的経過や配電盤の状況に即した技術的な精度の程度差が当然生じるのであって、『変更が生じないように』等という語句はもっての外である。撤回されたい

(担当：防災対策課、都市政策課、予防課)

感震ブレーカー補助金制度につきましては、平成28年度から運用を開始しておりますが、平成30年から取組を開始する自治会が多く申請数が予算を超過する可能性があったため、平成30年度は暫定的な措置として6月末までに交付申請をいただき、各地区の個数を調整した上で交付決定を行う予定としていました。よって、交付決定後に変更が生じた場合は対応ができないことから、平成30年3月14日のまちぢから協議会連絡会にて、申請時に留意していただく事項として、交付決定後に金額の変更が生じないようにお願いしたものです。なお、補助金要綱の中では変更交付申請を可能としており、平成30年度

はより多くの自治会に本補助金を活用していただき感震ブレーカーの普及を進めるための暫定措置となっておりますので、御協力をお願いいたします。

(2) 実態的に傘下自治会が実行部門であることを認識しながら、申請名義をまちぢから協議会とされていることは、ボランティア活動としての自治会に対して、全くの噴飯ものである。まちぢから協議会を経由せず、直接自治会と共に対処すべきである。

(担当：防災対策課、都市政策課、予防課)

本市では、木造住宅が密集する地域での大地震による延焼火災を未然に防ぐために感震ブレーカーの有効性に着目し、補助制度等の創設について検討することを目的に、平成27年度に市内で大きなクラスターが近接する南湖地区、松浪地区、浜須賀地区、海岸地区、湘南地区及び茅ヶ崎地区（JR東海道本線より南側）をモデルとして「防災まちぢから応援ツール」の一つとして感震ブレーカー設置の検証を実施いたしました。

平成27年度の検証の結果、本来自ら火災を起こさないという自助の取組である感震ブレーカーの設置を自治会や自主防災組織等が主導して行うことにより、面的に速やかに普及させることが可能であることが分かりました。また、高齢者等の分電盤への設置サポートを地域が行うことにより、顔の見える関係が構築され地域防災力の向上が図ることができるとして検証されました。

補助金制度の検討を行うに当たり、感震ブレーカーの必要性や設置方法に関する知識等に関して単位自治会にばらつきがあったことから、地域内で情報を共有し自治会間で助言や支援を行えるように、まちぢから協議会を取りまとめや申請窓口として補助金制度の設計を行い、平成28年度より運用を開始しております。また、御要望のあった場合は自治会単位で感震ブレーカーの必要性や設置方法に関する説明会を開催し、周知を図っているところです。

なお、現在の補助金制度は、広く御意見をいただきながら必要に応じて改善を図ってまいりますので、お気づきの点がありましたら引き続き御意見をいただければ幸いです。

(3) 補助金の対象となる金額と比率についても、現金出納方式の自治会会計の原則を無視する非道な押し付けがある。

防災備品に対する補助金取り扱いと同様、消費税込み額を対象とし、その1/2を補助する仕組みとすべきである。

(担当：防災対策課、都市政策課、予防課)

感震ブレーカーの補助金制度は、速やかに感震ブレーカーの普及を進め、地域の皆様に活用していただきやすいように、防災資機材の補助金である自主防災組織育成事業補助金よりも補助率を上げて税抜価格の3分の2を補助するものとしています。しかしながら、消費税の扱いや補助率が自主防災組織育成事業補助金と異なることから、地域の皆様に混乱を招いていることが考えられます。今後広く御意見をいただきながら必要に応じて補助金制度の改善を図ってまいります。

9. 都市マスタープラン改定骨子案についての疑問点

本年6月20日に提起された掲題案件とプレゼンテーションについて率直に申し上げて、『餅に画いた絵』にしか過ぎない。そして、国や県や他の市町村の同種の資料を茅ヶ崎市版として焼き直したに過ぎないことが随所に表れる。

常套句として『個別案件を論議するものではない』とされるが、過去数十年間に亘って、市が個別案件を解決できないまま、民間ディベロパーの商業ベースの再開発に委ねるばかり、手をこまねいたまま放置してきた結果、「当然の帰結」として細分化が進み、行き止まり道路ばかり、クラスター状態がとまらない、都市計画不在の再開発となってきたではないか。これらの結果を招いた根本原因がなんであったのか、微塵の反省もないのは何故なのか、改めて問いたい。

過去数十年間の痛恨について真摯な反省も結果分析もないからこそ、今後も何十年間に及ぶマスタープランが『餅に画いた絵』が平然と描ける原因となっていることを思い知って、根本的に見直すべきと考える。

(担当：都市計画課、都市政策課)

「ちがさき都市マスタープラン」(以下、「都市マスタープラン」という。)とは、都市計画法第18条の2に位置付けられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市のあるべき姿を将来都市像として定め、その実現に向けた都市づくりの方向性を示したものです。この「基本的な方針」は、今後の都市計画行政の基本とされ、用途地域や都市計画道路等の法定都市計画の見直し等に際しての指針となるものです。

また、都市マスタープランは、本市の全ての計画の基本となる「茅ヶ崎市総合計画」(以下、「総合計画」という。)の将来都市像を、都市計画の分野で実現しようとするもので、都市づくりの指針となるものです。さらには、市民の皆様・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働によるまちづくりを推進するために、目指すべき将来の都市のイメージを共有し、その実現に向けて一緒にまちづくりを進めるための指針となるものです。

都市マスタープランの下には、都市づくりに関する具体的な事業を示した個別計画が位置付けられており、本計画の方向性と整合を図りながら進められます。そのため、具体的な取組内容は個別計画で位置付け、都市マスタープランでは、具体的な取組内容をとりまとめた「大きな方向性」を記載した内容となっています。

本市は昭和40年代に急速に人口が増加し、住宅都市として急激に成長した結果、まちの成長にインフラ整備が追い付かず市街地が拡大しましたが、その後も継続的に市民の皆様と合意形成を図りながら、まちづくりを行ってまいりました。

御指摘いただいた敷地細分化による延焼火災に対しましては、平成20年6月改定の都市マスタープランの中で、低層住宅地における敷地細分化を抑制するために、「敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入」を施策として位置付けており、その方針と施策に基づき、平成24年2月に「建築物の敷地面積の最低限度」を定めました。また、クラスター内における延焼火災の被害を抑制することを目的に、「防火・準防火地域の見直しの検討」を施策として位置付けており、平成29年12月に準防火地域の指定拡大を行いました。これらの施策により、建物から建物へと燃え移るスピードが抑えられることから、

避難や延焼する前の消火活動時間の確保の面で効果があり、市街地の防災性向上に寄与するものと考えております。

現在改定中の都市マスタープランにつきましては、13地区で意見交換会を開催し、広く御意見をいただきながら改定作業を進めております。また、今後もパブリックコメントを実施するとともに説明会を開催し、市民の皆様から広く御意見をいただきながら改定を進めてまいります。

10. 危険なブロック塀解消問題への取組に関する疑問点

7月18日まちぢから協議会運営委員会資料に添付された、7月11日付け『危険なブロック塀への緊急対策について』からうかがい知れる及び腰の基本姿勢、他人事であるかのような内容に愕然とする。

1 およそ30年前から危険ブロックへの対応を行ってきた。

改修が必要と判断された所有者に対して通知済み
私有財産であるが為に直接対応が困難であった

2 新たな助成制度を創設

緊急対策と称しながら、泥縄式

3 有資格者の本調査前に、「地域の皆様の協力を得ながら」

第一次調査(対象を絞るためのスクリーニング調査)を行う

上記内容から明らかなように、「通知済み」である工作物を特定できているにも拘らず、「地域の皆様」による調査対象絞り込みを行いたいという責任回避の手順そのままである。

掌握している「通知済み」リストを公開する姿勢すらなく、とても「緊急対策」とはいえない。覚悟が決まっていない。

(担当：建築指導課)

民地塀は私有財産であるため、市が直接危険解消対策を実施できない状況です。本市では従前より、大地震時に想定される危険なブロック塀等の倒壊を未然に防止し、安全なまちづくりを推進するため、危険なブロック塀等の所有者に対し点検や改修を促す周知活動を行ってまいりました。危険なブロック塀等についての各個人宅への通知内容及び通知状況につきましては、個人の不利益情報となりますことから、非公開となりますので御理解いただきたく存じます。

今後につきましても、地域住民の皆様の御協力による調査結果等を活用させていただき、様々な媒体、手法により危険な塀の解消に向けた周知啓発を進めてまいります。

なお、広報紙平成30年9月15日号への掲載やホームページへの掲載などにより、広く御案内してまいります。危険な塀の所有者が危険性解消に向け具体的に行動していた

だけのような補助制度を新たに創設いたしました。この補助制度の説明及び塀の点検チェックポイントを記したパンフレットを作成し、調査結果を参考とさせていただきつつ各戸へのポスティングを実施いたします。特に危険度合いの高い場所については、塀の所有者へ直接ご説明に伺うなど、危険なブロック塀等が解消されるよう効果的に周知啓発を進めてまいります。

1 1. 松浪地区の防災対策の最大の課題である「火災クラスター」対策の総合政策の充実と対策の進捗と評価の実施を

松浪地区は県下最大の火災クラスターに属しており、地震発生後の大規模火災は地域の最大の懸念事項です。

総合政策の中身(東京都区部や横浜市の政策から見て)は

- A) 出火防止と初期消火力の向上(防災力・消防力向上施策)
 - ① 家庭消火器の設置の普及
 - ② 感震ブレーカーの設置の推進
 - ③ 移動式ホース(浜竹4丁目では9台設置済)
- B) 防災まちづくり施策(燃焼遮断帯とまちの不燃化の推進)
 - ① 防災まちづくり計画(現状分析、目標値、年次計画)
 - ② 延焼遮断帯
 - ◆地震火災対策重点道路の整備
 - ◆沿道建物の不燃化(補助金)
 - ③ 建物の不燃化の推進、新たな建築ルールの導入
 - ④ 狭あい道路拡幅整備(必要ならば新たな条例)
 - ⑤ 小広場・公園整備、防火にも役立つ照葉樹の植樹など
 - ⑥ 防火水槽の整備(重点地域から)

が考えられますが、茅ヶ崎市はAに偏り、しかも十分ではない。Bは③建物の不燃化の推進は準防火地域指定の拡充で対策が進められていますが、それ以外は極めて不足しているように思えます。

現状での火災クラスター対策の政策実施項目ごとに実施の有無と今後行う意思の有無、実施していれば、政策目標と現状での達成度、火災クラスターの解消度合いの評価、今後の見通し(例えば現状松浪地区の火災クラスター12,000棟を10年後に半減、1/4にするとか)を提示願います。

(担当：防災対策課、都市計画課、都市政策課、景観みどり課、道路管理課、公園緑地課、警防救命課、青少年課)

神奈川県が平成28年3月に策定した「神奈川県地震防災戦略」におきましては、平成28年度から平成36年度までの9年間を計画期間として、神奈川県において最も多い31,550人の死者数が想定されている大正型関東地震を減災目標対象地震とし、重点施策を実行することで「死者数をおおむね半減する。」という「減災目標」を掲げております。

大正型関東地震の火災による神奈川県全体の死者数は1,330人と想定されており、火災による死者数を減らすという減災効果に反映する重点施策「建物の防火・不燃化対策」として、「感震ブレーカー等の設置率を10パーセントにする。」という数値目標を立てております。

現在のところ、本市としての減災数値目標の設定といった予定はございませんが、神奈川県が進める減災目標の達成に向けた施策に同調しながら、被害数の減少のために可能な取組の啓発・普及を進めていくことを含め、更なる防災・減災対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、本市の地震に対する危険性を把握するために、平成20年度（平成25年度に一部改訂）に「地震による地域危険度測定調査」を実施し、都市構造に起因する本市の危険性について判明しております。防災まちづくり計画につきましては策定の予定はありませんが、「神奈川県地震防災戦略」で取組として位置付けられている感震ブレーカー等の設置推進、防火・準防火地域の見直しや防災訓練の実施等、防災戦略の施策を踏まえて防災・減災対策の強化を進めてまいります。

次に、延焼遮断帯として有効な道路の整備につきましては、平成23年度に「茅ヶ崎市道路整備プログラム」を策定し、道路に対する多様化したニーズを客観的に評価し、道路整備の優先順位を定め整備を進めておりますが、同プログラムに位置付けられている小和田中赤線につきましては着手未定の区間である「第3期整備区間」としており、具体的な整備時期をお示しすることは困難な状況となっております。

沿道建物の不燃化（補助金）につきましては、クラスター内における延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成29年12月に準防火地域の指定拡大を行いました。これにより、建物から建物へと燃え移るスピードが抑えられることから、避難や延焼する前の消火活動時間の確保の面で効果があり、市街地の防災性向上に寄与するものと考えております。沿道建物の不燃化による延焼遮断帯としての機能の可能性については、今後検討していく課題として捉えております。

狭あい道路拡幅整備につきましては、本市では昭和61年度より狭あい道路整備事業に取り組んでおり、セットバック用地の取得及び整備を行っております。

また、緊急車両が円滑に通行できるよう建物の建築時に生じるセットバックのみならず、建築を伴わない自主的な後退を推進しており、平成29年度は松浪地区において、建築に伴う狭あい申請9件のほかに、建築を伴わない自主後退の申請10件を受理しております。

今後もクラスター地域に関わらず、提案型民間活用制度を活用し、民間事業者により後退していない土地の所有者へ自主後退の協力を求めるとともに、職員においても積極的に自主後退への協力を求めてまいります。

さらに、自治会として避難上の問題から、自主後退の協力依頼を優先すべき路線がある場合には、道路管理課へ御相談いただき、狭あい道路整備事業を推進できるよう努めてまいります。

次に、小広場・公園整備につきましては、まず、青少年広場は、青少年の安全・安心な居場所づくりの一環として、地権者の御厚意により市が無償で土地をお借りし、市内16

か所に開設しており、松浪地区におきましては「松浪二丁目青少年広場」及び「出口町第一青少年広場」が設置されています。

新たな青少年広場の開設に向けて、広報紙や市ホームページ、現在開設している広場のポスター掲示など、各種媒体を活用しながら用地提供の呼びかけを行うとともに、関係各課と連携し情報共有を図りながら、青少年広場用地の確保に努めております。

今後におきましても、青少年広場のない空白地区や地域の優先性を考慮しながら、子どもたちがのびのびと遊ぶことのできる居場所をつくり、ひいては空地として防火対策の一助となるよう取り組んでまいります。

また、公園につきましても、災害時における一時避難場所という機能も併せ持つことから、引き続き、公園空白地における公園用地の確保を優先して取り組んでまいります。

そして、防火にも役立つ照葉樹の植樹などにつきましては、平成29年4月1日に施行した「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」において、保存樹林の指定基準を500平方メートルから300平方メートルに緩和したことにより、保存樹林の指定箇所をきめ細かく増やすことができ、一定の延焼防止効果担保にも寄与できるものと考えております。

また、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」における緑化対象用途を店舗や事務所等にも広げるとともに、沿道面への緑化誘導措置を取り入れたことにより徐々にではありますが樹木によるみどりを増やすことができきています。完全な延焼防止効果を望むことには難しいものの、延焼時間の遅延等には寄与すると考えております。

さらに、現在改定を進めております「茅ヶ崎市みどりの基本計画」におきましては、みどりの持つ防災・減災機能に着目し、まちのみどりの保全・再生・創出を進めることとしております。この考えの下、沿道面へのみどりの配置を進める等の施策を通じ防災・減災を進めてまいります。

最後に、消防水利は、国の示す「消防水利の基準」に基づき整備しており、現在、本市の消防水利整備状況は、基準を満たしているものの、防火水槽については、クラスター地域など地域の実情を勘案し、公共施設の整備に合わせた複合的な整備を行っております。

平成28年度は、消防署小和田出張所に1基、平成29年度は、柳島スポーツ公園に3基を整備いたしました。平成30年度には、茅ヶ崎公園学習体験施設に1基を整備いたします。なお、これらの整備につきましては、クラスター地域であること、及びクラスター地域に近いことを勘案し、基準の水量を大幅に上回る防火水槽としております。

平成30年度から平成32年度までの「茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画」（以下、「第4次実施計画」という。）の期間中、松浪地区内に整備の予定はございませんが、引き続き、地域実情を勘案した上で、公共施設再編などに合わせ整備をしてまいります。

12. 茅ヶ崎市中央部以外の地区は「協定により隣接市町の広域避難場所も利用可」と文章、地図で明示を

松浪・浜竹地区に最も近い広域避難場所は藤沢市の「神台公園周辺」と「湘南工科大学周辺（高浜中・高砂小・浜見小含む）」と茅ヶ崎市の㊶「汐見台小学校、湘南汐見台公園、

松下政経塾」になります。地震発生後の津波の発生のある時に延焼火災から避難する場所としては海の方である2ヶ所は避け、風向きを考えた避難ルートで「神台公園周辺」に避難することになります。

非公式には「協定があるので、茅ヶ崎市民も藤沢市の広域避難場所に避難できる」とも聞きます。ただ、現状茅ヶ崎市ホームページや広報茅ヶ崎などではそのことが一切明示されてなく、「藤沢市の広域避難場所に避難できるとは知らなかった」という市民も見受けられます。下記二点を要望します。

1. 「協定により隣接市町の広域避難場所も利用可」と茅ヶ崎市ホームページや広報茅ヶ崎などに明示

2. 茅ヶ崎市ホームページや広報茅ヶ崎などに載せる広域避難場所の地図には、松浪・浜竹地区などの茅ヶ崎市周縁部のために隣接市町の広域避難場所も記載

(担当：防災対策課)

大規模延焼火災以外の災害も含め災害発生時に、差し迫った危険に対し適切に避難するためには、行政界に捕らわれることなく、より安全と考える避難行動をとることが求められます。

特に延焼火災につきましては、発生場所や風向きによって被害の及ぶ方向が変わり、また、風の強さ（風速）により危険の及ぶ速さが異なるため、自身の位置と延焼火災の発生場所や風向風速から避難すべき方向が異なるといった特徴があります。

そこで、延焼火災からの避難先（広域避難場所）の周知に当たっては、避難の特徴の一つとして「避難に当たっては行政界に捕らわれることなく、より安全と考える避難行動をとること。」についても周知するとともに、併せて近隣市町の避難場所についても確認することができるよう工夫してまいります。

なお、市ホームページでは、既に上記の内容について対応させていただきました。

松浪二丁目自治会

13. ブロック塀及び大谷石塀の点検

さる、6月18日に大阪北部で震度6弱の地震が発生し、2名の方が倒壊したブロック塀の下敷きになり亡くなりました。茅ヶ崎市内でも、高さがあり劣化したブロック塀、大谷石塀のお宅が確認できます。

以前茅ヶ崎市では危険な塀には補助金を出して塀の改修をしていたと記憶しています。

大きなゆれで倒壊の可能性があるブロック塀、大谷石の塀の対策を早急に進めてほしいと要望しますが。

(担当：建築指導課)

民地塀は私有財産であるため、市が直接危険解消対策を実施できない状況です。本市では従前より、大地震時に想定される危険なブロック塀等の倒壊を未然に防止し、安全なまちづくりを推進するため、危険なブロック塀等の所有者に対し点検や改修を促す周知活動を行ってまいりました。

今後につきましても、地域住民の皆様の御協力による調査結果等を活用させていただき、様々な媒体、手法により危険な塀の解消に向けた周知啓発を進めてまいります。

また、ブロック塀のほかに、大谷石等で造られた塀は建築基準法において「組積造の塀」と定義付けられており、高さの限度が1.2メートルと規定されています。大人の背丈ほどの塀は、危険性も大きいことから、更なる周知に努めてまいります。

引き続き、危険な塀の所有者が危険性解消に向け具体的に行動していただけるような支援制度創設等の検討も併せて進めてまいります。

14. 危険ブロック塀等への緊急対策について

平成30年7月11日のまちぢから協議会で『危険ブロック塀等への緊急対策について』の説明があり、後日自治会内の調査範囲の図面をいただいた。

工作物の総量と概略の状態把握を行う一次調査を行いたいと書かれている。

松浪二丁目の場合、幅1m、高さ1mが調査対象範囲と書かれているが、調査時間はとてつもなく膨大であり、自治会として対応は難しい。一次調査の結果をどのように活用するのか教えてほしい。

大阪府北部の地震による死亡災害を踏まえての調査と理解しているが、下記の点を検討して正式に市長からのお願い文書としていただきたい。

①調査の目的

②調査結果をどのように活用するのか

③ブロック塀等の調査基準の技術的な根拠（高さ1m幅1mの根拠が知りたい）

④調査に際しての説明会

⑤いつまでに調査を完了するのか

尚、自治会として調査をするのはやぶさかではないが、調査結果に対する責任については、市はどのように考えているのか。自治会のメンバーは専門家ではないので外観目視程度しか出来ない。このような調査方法には、疑問を感じる。

（担当：建築指導課）

「①調査の目的」及び「②調査結果をどのように活用するのか」につきましては、危険な塀の所有者が危険性解消に向け具体的に行動していただけるような支援制度創設に向けた検討における現状把握の手法の一つとして今回のような調査方法とさせていただきました。御協力いただきました調査結果は、様々な媒体、手法により危険な塀の解消に向けた周知啓発を進めていく上で活用させていただきます。

「③ブロック塀等の調査基準の技術的な根拠」につきましては、まず、調査高さの根拠については、控え壁が必要となる高さ1.2メートル以上を目安に、目視調査であることも考慮させていただき高さ1メートルとさせていただきました。

また、調査幅の根拠については、塀か門柱かの仕分けの目安として幅1メートルとさせていただきました。いずれの数値も、調査を実施していただきやすく切りの良い数字とさせていただいたもので、今後の法規制に反映されるものではありませんので御理解いただきたく存じます。

「④調査に際しての説明会」につきましては、調査を実施されるに当たり御不明な点がある場合は随時お問い合わせいただき、御要望に応じて直接御説明にお伺いさせていただきます。

「⑤いつまでに調査を完了するのか」につきましては、まちぢから協議会の皆様の御意見を参考にしつつ、調査をお願いしているところですが、地域ごとの御事情もあることと存じますので、平成30年10月以降の完了となられる場合は、お手数ですが市へ御連絡ください。

本市といたしましては、調査を実施していただいた結果に対する責任は、本市に帰属され、皆様には全く発生しないものと認識しております。調査方法につきましては、他方より様々な御意見をいただいておりますが、このような中、調査に御協力いただきましたことは、誠に感謝の念に堪えません。

15. 旧小和田消防署跡地の活用について

平成29年度の回答からの進捗状況を知りたい。

(担当：企画経営課、施設再編整備課、消防総務課)

旧消防署小和田出張所跡地の活用につきましては、平成29年度と同様に引き続き利活用の方向性について、幅広く継続した検討を進めております。

消防署小和田出張所につきましては、平成25年3月改訂の「公共施設整備・再編計画(改訂版)」以降、地域防災の機能充実を図るために再整備し、出張所の跡地につきましては、売却することを位置付けております。

しかしながら、これまで自治会や地域の皆様からの様々なお話をお伺いしていることを踏まえ、出張所の跡地につきましては、第4次実施計画において「消防署小和田出張所の解体事業費」は計上せず、同計画期間中に、自治会や地域の皆様の御意見をお伺いしながら、地域特性や敷地条件に加え、地域最大の公共施設である松浪中学校の再整備及び活用等を含めて検討し、一定の方向性を定めてお示しできるよう協議を進めてまいります。

常盤町自治会

16. ごみ収集の有料化は慎重に

先日、ごみ収集の有料化について市の担当部門の説明会があり出席しました。基本的にはごみの減量化が喫緊の課題で、その一助となるべく有料化を検討中とのことでした。減量化が差し迫った課題であることは十分理解できましたが、有料化については疑問が残りました。有料化のメリットとして減量化に次いで「費用負担に対する不公平感の解消」が取り上げられています。ごみを多く出す人とそうでない人が負担する費用の不公平感が解消されるというのです。一見もっともに聞こえますが、ちょっと待ってと言いたいのです。疑問は二つあります。

(1) 近年、茅ヶ崎市でも受益者負担金を合言葉として市所有の施設の利用やサービスの有料化が進められています。これは行政サービスの利用料金化です。行政サービスの財源

を利用料金に求めるか税収に求めるかは大きな分かれ道、選択で自治体の性格と役割の基本にかかわることと思います。公益性が高いものに関しては「収入に応じた負担＝税」で運営されるのが市行政サービスで能力に応じた助け合い精神で、それ以外の個人バラバラな多様なサービスは民間企業による「利用に応じた費用負担＝利用料金」が担うもの、が基本です。市民生活の土台を担う行政が応能負担原則でなされることは民間企業による市場経済社会にあってオアシスのような貴重なことです。応能負担自体が民間経済社会の格差に抵抗する一種の公平性をもたらすものと思います。ですから「費用負担に対する不公平感の解消」をメリットであると簡単に言われては困るのです。財政の苦しさによってこの選択があいまいなまま安易に行政サービスの利用料金化が進むことに懸念します。この分かれ道について広く深い慎重な議論を望みます。つまりごみ問題を越えた課題と思うのです。

(担当：行政改革推進室)

公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設です。そして、そのほとんどの施設は、市民の皆様の誰もが気軽に利用できるよう、無料若しくは低料金で運営してきましたが、その整備や維持、管理運営には、施設を利用しない方も含めた市民の皆様に御負担いただく税金が使われております。

高度経済成長期に整備された公共施設の多くが耐用年数を迎える中、限られた経営資源の中で、将来にわたって市民の皆様に愛される施設として運営していくためには、施設の維持管理に係る経費について、便益を享受する対価として利用者から一定の負担を求めることは、施設を利用しない方との負担の公平性を確保する上でも必要なことであると考えております。

しかしながら、公の施設と一口に言っても、福祉施設に代表される公共性が高く、受益者負担の考え方とは馴染みにくい施設や、例えば駐車場のような民間での整備が進み代替機能を求めることができ、市場性が高く受益者負担の考え方と合致しやすい施設といったように、その属性は施設により様々であり、受益者負担の導入に際しましては、これらの公共性、市場性といった施設属性を十分に踏まえ検討する必要があるものと考えております。

なお、これらの考え方に基づいて使用料を見直す場合においても、現行の使用料や近隣の類似施設と著しく差が生じるといったことにより、施設を利用される市民の皆様へ少なからず影響が出るといったことも想定されることから、実際の見直しに当たりましては、施設を利用される市民の皆様を中心に、幅広く御意見をいただきながら、丁寧な対応を進めてまいりたいと考えております。

(2) 行政サービスは利用者負担ではなく税収負担、つまり市民の応能負担（利用料金ゼロ）が原則で、学校、警察、消防、道路河川などなどがそれで、これは受益者≒全市民だからです。ごみ収集は全市民が日常的に必要とし、利用しているもので受益者＝全市民、非常に公益性の高いサービスではないでしょうか。社会的弱者も生活必須なサービスにまで一律な料金の負担を強いることは本来の意味での公平さを失うことで行政に求めら

れている本筋から外れていると思います。

(担当：資源循環課)

本市においては、「ごみの減量化・資源化」の課題のほか、「ごみ処理施設」、「ごみ処理経費」の三つの課題があります。これらの課題解決に向けた取組の中には、「家庭ごみ有料化の検討」があり、このことは、将来にわたって市民の皆様が取組や御負担をお願いすることとなるため、意見交換会を実施することで、御出席いただいた方から様々な御意見を頂戴しながら、時間をかけて議論を重ねていく必要があると考えています。そして、意見交換会の中では、「ごみの有料化」のメリットとして、いただいた御質問のとおり、「ごみの減量」のほか、「費用負担に対する不公平感の解消」についても、御説明しているところです。

行政が提供するサービスに対する費用負担の方法としましては、税によるもののほか、手数料や使用料等による負担があり、税による対応が適当である場合としては、行政が提供するサービスを受ける者が大多数であり、かつ、その受益が公平・平等である場合があります。

ごみの処理について言えば、従来は、ごみと言えば生ごみを中心であり、プラスチックや金属などは少なく、びんなども販売店で回収され、使い捨て製品などもほとんどない生ごみ中心の時代であったことから、御家庭から出されるごみ量に差異がなく、質も均一であったため、御指摘のとおり、税負担による行政サービスとして行うことが公平・平等であると考えられていました。

しかしながら、近年は、生活が豊かになるにつれて、リサイクルが可能なごみが増加してきているほか、分別を行なっているか否かなどの理由により、御家庭から出されるごみの質や量が均一ではなくなってきたことから、ごみ処理に掛かる費用の全てを税負担で賄うことが、少なからず受益の公平・平等を確保できない状況となっているものと考えています。このようなことから、ごみ処理に掛かる費用負担においては、ごみの有料化のメリットの一つとして、「費用負担に対する不公平感の解消」を御説明しているところです。

ごみ処理に掛かる費用は、毎年度30億円程度を要し、今後については、施設整備や平成45年度に最終処分場が使用期限を迎えることに伴い必要となる焼却灰の再資源化により、更なる費用が掛かることが想定されています。これら全てを手数料で賄うこととなると、過度の負担が生じることとなりますが、本市が説明している「ごみの有料化」については、現行の税による負担を基本としながらも、ごみ処理に掛かる費用の一部について、手数料により御負担していただく仕組みとなります。今、まさにこれらのことについて、市民の皆様から御意見を賜りながら検討を行っていますので、本市の考え方について、御理解を賜りたいと考えています。

(3) ただし、サービスの向上と引き換えなら向上分の費用は有料化も理屈がつくと思います。例えば戸別収集化などです。戸別収集の要望の元は「ルール無視のごみ投棄」と「カラス対策」です。この為だけに収集車の走行距離や排気ガスなど環境コストへの負担を強

いることにも疑問があります。良い知恵が欲しい。

(担当：資源循環課)

ごみや資源物の集積場所については、かねてより、不適正排出やカラス被害などの問題が自治会や集積場所を管理している利用者の皆様の大きな問題として存在しており、また、超高齢化社会の進行に伴い、ごみや資源物を出すこと自体が困難なことと感じている方も少なからずいらっしゃることも認識しているところです。

「戸別収集」については、ごみ処理に関する市が抱える課題解決に向けた取組の一つであり、「ごみの有料化」の併用施策としてその検討を進めております。メリットとしましては、「ごみの減量」と「集積場所の問題解消」などであり、デメリットとしましては、「新たな経費の発生」と「コミュニティの希薄化」などがあることを、意見交換会の場において市民の皆様にご説明しております。

また、戸別収集を導入することでの交通事情への弊害や、御指摘の排ガスによる環境への影響とごみ収集車の燃費の悪化が懸念されることについても、把握しているところです。

今後につきましては、先行他市へのヒアリング結果や意見交換会で市民の皆様から頂戴する御意見などを参考に、戸別収集の導入におけるメリット・デメリットを整理するとともに、導入にどれだけの費用を要することとなるかも明らかにした上で、戸別収集の導入の是非について総合的に判断してまいりたいと考えていますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

出口町自治会

17. カーブミラー設置要望

平成29年11月27日に2ヶ所のカーブミラー設置要望書を道路管理課に提出し、早期設置を要望しているも未だ実現に至っていない状況。一方、本年4月にも別個所でのカーブミラー設置要望書を提出しているも、これも何ら進展がない状況。これらは子供たちの通学路にもなっている為、早期の設置を是非お願いしたい。

尚、カーブミラーの補修、新規設置には毎年どの程度の予算が計上されているのか、又どのようなプロセスで実行されているのか説明をお願いしたい。

(担当：道路管理課)

個別に対応させていただくため、回答不要である旨を確認しております。

18. 道路行政について

昨年セットバックの早期舗装および劣化道路の根本的補修をお願いし、素早い対応で数か所の補修が実行された事は大変評価している。但し、まだ雨が降ればすぐに穴ができる劣化している道路が多く、引き続き本年度も補修工事をお願いしたい。詳細については、道路管理課と打ち合わせ済み。

(担当：道路管理課)

平成29年度、御要望をいただき現場の立会いを行った箇所につきましては、順次、舗

装工事を行っており、J R 東海道線沿いの修繕規模の大きい道路 1 か所を含む 3 か所を除き補修が完了しております。

未対応の箇所につきましては、可能な限り引き続き対応をまいります。

19. 新規公園の整備

当町内には東側に青少年広場がありますが、西側には全く公園、広場等がなく子供達・高齢者が遊べる場所がない状況です。昨年度緑地公園の候補として数か所の畑、空き地を調査頂いたものの全て地権者の了解得られず頓挫した経緯あります。

最近空家が更地となった出口町 2-1-4 付近を公園として利用できないか検討をお願いしたい。

(担当：公園緑地課)

出口町地区は、公園がないことは認識しております。本市における借地公園設置の要件としまして、公道に接していることや、300平方メートル以上の面積が必要となります。この度御提案いただきました出口町 2-1-4 付近の空地については、東側が公道に接し、一定の面積もあり、借地公園としての要件を満たしております。したがって、地権者や管理者及び近隣住民の皆様の御理解を得る必要はありますが、今後、公園用地として検討してまいりたいと考えております。

20. ゴミ環境問題

当自治会では昨年来より”カラス対策”および利便性・美観上の観点より、ゴミネットボックスを新たに設置してきており、現在までで35台のボックスを導入してきました。結果として、カラスの被害は激減してきており利便性・美観面もかなり改善されてきていると評価を得ています。

先週「ゴミ処理の課題」に関する意見交換会を資源循環課と持ちましたが、ゴミ処理の有料化に伴い”戸別収集”が既に前提となっている印象を受けました。

確かに戸別収集のメリットは充分認識できますが、ゴミ処理有料化と戸別収集がパッケージとして取り進める事には疑問あり、収集方法は白紙で検討すべきと考えます。

尚、ゴミネットボックスを設置するにあたり、ゴミ置き場を利用する世帯の署名を義務付けた結果として、ゴミ利用者間での意思疎通も改善し、ボックス管理を協力していく関係が出来た個所もでてきており、戸別収集によってこういった協力関係が希薄化する事が危惧される。

(担当：資源循環課)

ごみ処理に関する意見交換会では、本市が抱える「ごみの減量化・資源化」の課題のほか、「ごみ処理施設」、「ごみ処理経費」といった三つの課題と「課題解決に向けた取組」について御説明しております。「課題解決に向けた取組」の中では、行政の取組として、「啓発の強化」、「資源化の検討」、「家庭ごみ有料化の検討」、「戸別収集の検討」について御説明しております。

御指摘いただいた、戸別収集の導入が前提となっている印象を受けたとのことについて

ですが、戸別収集に関しましては、ごみの有料化の併用施策の位置付けであること、また、ごみの有料化と戸別収集のいずれについても、それらの導入が前提となっているものではありません。

また、ごみや資源物の集積場所には、不適正排出やカラス被害などの問題が自治会や集積場所を管理している利用者の皆様の大きな問題として存在しており、それら問題の解決に向けた方法の一つとして、自治会やごみの集積場所を利用されている皆様の御協力により、集積場所にネットボックスを設置していただいていることは、かねてより認識しているところです。そして、戸別収集を導入することで、そのようなことに伴って築かれてきた地域の関係性が希薄化するおそれがあることも認識しているところですが、戸別収集の対象を「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」とし、資源物についてはステーション収集としている先行他市の状況もあることから、戸別収集を導入することが一概に地域の関係性の希薄化につながるとは言えないことも認識しているところです。

今後につきましては、先行他市へのヒアリング結果や意見交換会で市民の皆様から頂戴する御意見などを参考に、戸別収集の導入におけるメリット・デメリットを整理するとともに、導入にどれだけの費用を要することとなるかも明らかにした上で、戸別収集の導入の是非及び戸別収集の対象品目について総合的に判断してまいりたいと考えていますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

美住町自治会

21. クラスタ内における「延焼遮断帯」「防災上の空間の確保」について

当地区における「延焼遮断帯」について計画を説明下さい。

また、「防災上の空間の確保」について説明下さい（新広域避難場所についての説明は不要です。）

（担当：防災対策課、都市計画課、都市政策課、建築指導課、道路建設課、公園緑地課）

松浪地区においては、面的に燃えづらいまちを形成することを目的に、平成29年12月に準防火地域の指定拡大を行いました。現状では延焼遮断帯として道路や公園、生産緑地、広域避難場所等が考えられます。

都市計画道路として整備済みの桜道及び浜竹通りにつきましては、沿道建築物の耐震化や不燃化を進めることにより、延焼遮断帯としての機能の可能性について、今後検討していく課題と捉えております。また、新たに整備する都市計画道路につきましては、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」に従い整備を進めてまいりますが、道路整備プログラムに位置付けられている小和田中赤線につきましては着手未定の区間である「第3期整備区間」としており、具体的な整備時期をお示しすることは困難な状況となっております。

公園の整備に当たっては、公園が不足し充実が求められる地域へクラスター状況や空地の分布状況を踏まえながら適切な配置を検討するとともに、現在の公園を保全しながらオープンスペースの確保を図ってまいります。

また、農産物の生産の場としての役割に加え、緑地機能や防災・減災機能、環境保全機

能など多面的な機能を有している生産緑地を保全する取組として、平成30年3月に「茅ヶ崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定しました。この条例により、生産緑地地区の指定面積要件を引き下げることにより既存の生産緑地を保全するとともに、これまで面積要件を満たしていなかった農地が生産緑地地区の指定対象となり、新たな指定区域の拡大につながることを考えられます。松浪地区においては、平成29年度末時点で、4か所で約4,000平方メートルの生産緑地がありますが、要件を緩和したことにより約15か所で約14,000平方メートルの生産緑地指定候補地があります。今後も土地所有者へ積極的に働きかけを行うことにより、生産緑地の保全、拡大を図ってまいります。

さらに、松浪地区では、平成27年度の空き家実態調査において132件の空き家が確認されています。今後空き家等により発生した空地を活用した防災空間の確保や、新たな空き家の利活用の可能性について空家等対策推進協議会において議論するとともに、まちから協議会と連携しながら取り組んでまいります。

現在、都市マスタープランの改定作業を行っておりますが、延焼遮断帯等の防災上の空間の確保につきましては、新しい都市マスタープランへ位置付けを行ってまいります。

2.2. 学園通りの拡張について

学園通りは、1国から134号線に至る交通の要の道路のひとつです。その交通量は極めて大きくなっています。人がひとり歩いていけば、車のすれ違いはできません。

人も車も命懸けです。ラチエン通りと共に、南北を結ぶ主要道路でありながら、拡張がなされないことに怒りを覚えます。この道路は、名前のとおり4校の学校が沿線上にあります。子ども達の安全の為に拡張は不可欠です。

(担当：道路管理課、道路建設課)

本市では、平成23年度に「茅ヶ崎市道路整備プログラム」を策定し、道路に対する多様化したニーズを客観的に評価し、道路整備の優先順位を定め整備を進めております。

学園通りの拡張につきましては、現状では、同プログラム上の位置付けがなされていないことから、早期に道路を拡幅整備することは困難な状況です。

このため、当面は、既存の道路空間を可能な限り有効利用を図るなど、「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（歩行空間整備推進計画）」に基づき、道路空間の再配分等により、歩行空間の確保を優先した整備を進めてまいりたいと考えております。本計画において、整備を優先すべき区間として設定して、カラー舗装による歩行空間の整備を行う予定です。

また、整備を行う際には、警察と協議・連携を図りながら、少しでも歩行者の安全性を高めるよう配慮してまいります。

道路を拡幅整備するには、長い期間と多額の費用が必要となりますので、早期の対応や事業化が困難ですが、今後も道路交通等の課題については、地域の皆様と協議させていただきながら改善を図ってまいります。

2.3. 公園を作ってください

上記にも関わりますが、町内に公園のない自治会もあります。一時避難が可能な公園作

りを計画して下さい。

(担当：公園緑地課)

21と一括して回答しております。

24. 総合計画満足度調査の反映について

(1) <ひとづくり満足度>では、A02：多様なニーズに合わせた保育サービス（満足度-0.02）は満足度が低い。満足度の低い項目に予算配分が少なく、歴史文化交流館、茅ヶ崎公園体験学習、柳島スポーツ公園事業等のハコモノに多くの予算が配分されている。また、待機児童解消、家庭児童相談事業の予算は極わずか。

満足度調査結果の反映は、何処にどのように反映しているのか具体的に回答をお願いします。また、PDCAは何に対してどのように回しているのか、具体的（5W1H）に回答をお願いしたい。

(担当：企画経営課)

本市では、市民の皆様の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、現在の「茅ヶ崎市総合計画（計画期間：平成23年度から平成32年度まで）」の進行管理のための基礎資料とすることを目的に、平成21年度から「茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」を実施しております。平成21年度から平成24年度、平成26年度、平成27年度及び平成29年度に原則として同一の設問により調査を行い、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」の中間見直しや基本構想の具体的な事業内容を示す実施計画（計画期間3年。これまで第1次から第4次まで作成。）の策定に当たっての基礎資料としてきました。

また、現在、本市では平成33年度を計画初年度とする次期総合計画の検討を進めており、現計画の総括として、市民満足度調査の経年変化を分析しているところです。

現在の「茅ヶ崎市総合計画」では、政策の改善につなげるPDCAサイクルの仕組みを構築し、市民ニーズに対応した効果的・効率的な政策を展開する「行政経営の展開」を新しい市政の基軸に位置付け、計画を執行してまいりました。執行状況を評価する仕組みとして、計画体系のレベル（政策・施策・事務事業）ごとに評価を実施しております。政策・施策については、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」の中間見直しや実施計画の策定に当たり、それまでの計画執行の結果に基づく改善を反映させるために、平成24年度に施策評価、平成26年度に政策評価、平成28年度に政策・施策評価を実施しております。評価については、市の内部において評価を行った後に、公募の市民、学識経験者、市内の公共的団体の代表等で構成される「茅ヶ崎市総合計画審議会」において、外部の視点で御意見をいただき、最終評価を決定しております。事務事業については、実施計画の進行管理と事業の休廃止の検討や事務の効率化や生産性の向上に資するため、毎年度、事務事業評価及び業務棚卸評価を実施しております。評価については、市の内部において評価を行い、評価結果を次年度の予算や人事管理に反映させることとしております。

なお、御指摘いただきました「多様なニーズに合わせた保育サービス」の満足度につきましては、平成21年度の調査時には-0.14のスコアであったものが、平成29年度

には-0.02となり、一定の改善はみられているところです。これは、保育園の待機児童の解消には至っていないものの、急増する保育ニーズに対応するため保育園の増設に取り組み、保育園の待機児童数は平成21年度の143名から平成29年度には18名に減少したこと、また、保育園の入園児童数は平成21年度の2,085名から平成29年度には3,798名に拡大したことに起因するものと分析しております。引き続き、待機児童の解消に取り組み、満足度の向上に努めてまいります。

(2)〈暮らしづくりの満足度〉では、C05：地域の防災対策（日ごろの災害への備え）0.23 C08：市民の防火・防災意識と予防の体制 0.23 の満足度が低く、〈まちづくりの満足度〉では、D06建築物の防災性とバリアフリー化等による人にやさしいまち-0.03、D08：自宅周辺の生活道路の安全性・快適性 -0.06 にいたっては、マイナス評価である。

総合計画では、上記満足度調査に応える施策がどこにもないように見受けられる。暮らしづくり、まちづくりの政策目標には防災行政無線の整備以外に防災に関するキーワードがない。

毎年繰り返される大規模災害、東南海地震などの備えに対する施策はどうなっているのか？

対策の中身が感震ブレーカーの普及と広域避難場所の新たな確保では、非常に心もとなく大災害時の対策になっていると思われない。市民が「安心・安全」を確信できる公助に関する具体的施策はどうなっていますか？

（担当：防災対策課）

大規模地震の発生に備え、木造家屋が密集する地域の不燃化や狭あい道路の拡幅等のハード面の整備を早期に実現することは難しい状況にあります。また、阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓により、大規模災害の初動期においては、行政だけでは全市域の消火、救助・救急活動等を迅速に行うことは困難であることが明らかとなっています。

本市では、「茅ヶ崎市総合計画」の「政策目標9：安全で安心して暮らせるまち」の中で「地域の自主防災組織の組織化が進み、地域一体となった避難訓練や防災活動が活発に行われ、日頃から災害に備えられている。」ことを目指すべき将来像としています。

このため、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第4次実施計画の主要事業として「自主防災組織育成事業」を掲げ、災害時には、地域の防災活動の中心的な役割を担う防災リーダーの養成や自主防災組織が活動を行うための防災資機材等の整備及び各地区防災訓練の開催に伴う訓練用品等の経費を補助し、自主防災組織の充実・強化を図っております。

また、市といたしましては、市民の皆様が自主的に行う防災活動や自主防災組織による共助の取組を支援することで、地域防災力の強化を図るとともに、防災意識の普及・啓発に取り組みながら、災害による被害を最小限に抑えることを目指しております。

今後につきましては、市民満足度調査の結果等も踏まえながら、取り組むべき施策の方向性を検討してまいります。また、防災関係機関や企業等との連携を図るとともに、引き

続き自主防災組織や防災リーダーを育成し、市民の皆様の自主的な防災活動を全面的に支援するなどして、市民の皆様と行政等が一体となった防災対策を進めてまいります。

(3) <行政の満足度>では総合評価がマイナス。

市民の厳しい目に対してどのように対応していくのか？鋭意努力する等の答えではなく、目標設定をしての具体策を聞きたい。中でも、E09：計画的で、透明性の高い健全な財政運営 -0.07 は最も評価が低い。原因は何と考えているかの現状認識、またどう対処しようとしているのかを聞きたい。

(担当：企画経営課、財政課)

平成29年度に実施した「茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査」の結果では、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に位置付けたまちづくりの基本理念ごとの満足度の総合評価について、「ひとづくり」が0.19、「地域づくり」が0.17、「暮らしづくり」が0.31、「まちづくり」が0.12とプラスとなっていますが、「行政経営」のみ-0.02とマイナスの結果となっています。厳しい市民の皆様からの評価に対しては、「行政経営」を構成する調査項目のうち、マイナスとなっているものについて、特に対応を進める必要があるものと考えております。具体的には、「転出入者数について転入超過を維持する。」「茅ヶ崎市経営改善方針の行革重点推進事業に位置付けた事業の目標達成状況75パーセント以上を目指す（平成28年度の達成状況：66パーセント）。」といった第4次実施計画に位置付けた関連施策の指標達成に向け取り組んでまいります。

「計画的で、透明性の高い健全な財政運営」に対する市民の皆様の満足度が低い結果となっていることについては、厳粛に受け止めなければならないと考えております。これまでも計画的な財政運営を目指し、実施計画の策定段階において、事業の取捨選択を行ってきたところですが、国の制度改正や保育園の待機児童解消に向け新たな対策を講じるなど、扶助費と呼ばれる社会保障関係経費が想定以上に増加している状況にあります。今後も人口減少期の到来や少子高齢化の進展により、扶助費の増加が見込まれるほか、高度経済成長期に建設された公共施設の更新・更正も必要となってくることから、より厳しい財政運営が見込まれます。そのため、事業の取捨選択については、将来に過度の負担を送ることがないように、市民の皆様の声を丁寧に聴き取りながら決定してまいります。

また、財政の透明性に関しましては、「茅ヶ崎市総合計画」や各実施計画において、長期財政の見通しについて、お示しをするとともに、各予算・決算の内容、財政状況、健全化判断比率の状況、財務書類及び借金時計等について、広報紙・市ホームページ等の複数のメディアを通して、市民の皆様にご理解いただけるよう、広報活動を行っております。

しかしながら、財政に関する公表内容については、専門的な財政用語が多くなるなど、どうしても分かりづらい内容となってしまうため、市民の皆様にご理解いただけるような内容への更新検討を引き続き行うとともに、市ホームページにおける財政状況等の表示位置が分かりづらい点がございますので、市ホームページのトップページに更新情報を表示するなど、財政の透明性にかかる取組を更に図ってまいりたいと考えております。

25. クラスター対策について

クラスター火災対策及び減災の根幹は、延焼消失棟数の削減と考える。茅ヶ崎市南東部では、その対策として、「建設物の敷地面積の最低限度」「準防火地域の指定拡大」「生け垣製造の奨励」が挙げられるが、逆にミニ開発が延焼消失棟数を増加させている。このままではクラスター火災の対策にはなっていないと思われる。抜本的な対策としては道路の拡幅、緑地の確保により、延焼消失棟数の削減が必要と思われるので、延焼消失棟数削減策についての考えをお願いします。特に、南北道路幅が狭い、学園通り、ラチエン通りは歩道すらなく、大規模地震災害時には避難の上でもネックになると考えている。

(担当：防災対策課、都市計画課、都市政策課、景観みどり課、建築指導課、道路建設課)

大地震等の大災害がいつ発生しても不思議ではない状況の中、本市は県内最大規模のクラスターを有しています。そのため、火災対策の取組であります「出火予防」、「初期消火」、「延焼抑止」等が重要であると考えており、その取組を、短期で実施できる対策（短期的な展開）、継続して実施していく対策（中・長期的な展開）に分けて計画的に実施しております。

短期的な展開の対策を具体的に申しますと、震災時にまずは火を出さない取組として、感震ブレーカーの設置補助制度を創設し、感震ブレーカーの普及を進めております。本制度においては、本来自助の取組である感震ブレーカーの設置を自治会や自主防災組織等が主導して行うことにより、高齢者等への設置サポートや地域コミュニティ構築の助けになり、地域防災力の向上も期待できるものと考えております。また、市民の皆様の初期消火能力向上を目的に移動式ホース格納箱を市内に計502基配備してまいりました。

広域避難場所の指定箇所数を増やす取組についても短期的な展開の対策であり、既存の広域避難場所の安全性を検証するとともに、市管理施設を含め29の施設の管理者と協議を進め、平成30年3月に指定を行いました。

中・長期的な展開の対策は、平成24年2月に良好な住環境を保全・形成していくことを目的に敷地の細分化を抑制するため、用途地域が第一種及び第二種低層住居専用地域に対して「建築物の敷地面積の最低限度」を定めました。

また、発災時の延焼火災の被害を抑制することを目的に、平成29年12月に、準防火地域の指定を拡大しました。準防火地域内では、建物を建築する際に燃えにくい仕様にする必要があります。個々の建築物の防火性能を向上させます。この取組を行うことで、建物から建物へと燃え移るスピードを抑えられることから、避難や延焼する前の消火活動時間の確保の面で効果があり、市街地の防災性向上に寄与するものと考えております。

さらには、保存樹林指定の継続、公園の整備や生産緑地の保全、空き地等を活用したオープンスペースの確保により、防災空間の確保を行ってまいります。

これら短期的、中・長期的な延焼火災対策を進め、自主防災組織との更なる連携・協力を図り、延焼焼失棟数の削減を目指してまいります。

なお、学園通りやラチエン通りにつきましては現状では拡幅する計画が位置付けられておりませんので、建築物の耐震化や防火性能の向上により、災害時の避難路の確保を目指

してまいります。

26. ハコモノ投資と財政について

総合計画に沿って予算を立案しているという回答ではなく、財政の観点でのハコモノ投資への偏り及び市債残高増加に対して、借金返済を今後どうしていくかの具体的道筋について数値を入れて回答して下さい。

(担当：財政課)

市債につきましては、財政負担の平準化を図り、世代間の負担の公平という機能を有していることから、財源として起債制度を有効に活用していくことは重要であると認識しておりますが、一方で、過度な市債発行は財政を圧迫する要因となることも事実でございます。

平成30年度末の一般会計市債残高見込みとしては、平成29年度末と比較し、約59億円増の約653億円となっております。この主な要因としましては、市民文化会館再整備事業（約27億円）、（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業（約10億円）や地域医療センター再整備事業（約6億円）など、耐震性能の低い建築物の安全性の確保や老朽施設の再整備事業など早急に取り組まなければならない事業の影響によるものであり、近年は本庁舎再整備事業の対応など、同様の状況が続いており、一時的な市債発行額の増加が続いております。今後、これらの償還が開始されることで、市債残高は減少傾向になるとともに、今後の市債発行額については、平成30年度当初予算発行額の約99億円に対し、第4次実施計画の期間内である平成31年度は約76億円、平成32年度は約53億円の発行予定となっております。減少傾向となる見込みであります。

また、平成30年度当初予算における市債発行額約99億円のうち、約4分の1の約25億円が元利償還金相当額の全額が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入される臨時財政対策債の発行額となっており、地方交付税制度における避けられない対応ではございますが、平成30年度末市債残高見込みのうち、約半分の約289億円を占めるまでとなっております。この状況は、本市のみならず、多くの都市における市債発行額増加の要因の一つとなっております。こうした中で、本来あるべき地方交付税による現金交付がされるよう、毎年、国に強く働きかけを続けております。

なお、市債に関連する財政の健全性を示す平成29年度決算における財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率については、0.5パーセントとなっており、国の定める早期健全化基準の25パーセントを下回っております。

また、ストック指標である将来負担比率については、34.7パーセントとなっており、国の定める早期健全化基準の350パーセントを実質公債費比率と同様に下回っており、いずれの指標につきましても健全段階となっております。

これらの指標から、本市の財政状況は健全な状況であると言えますが、借金の返済に当たる公債費については、借入時に確定する償還期限等を定めた償還計画に基づき、確実に支払わなければならない義務的な経費となることから、次世代の財政負担が過大とならないよう、限られた財源の中で、質の高い市民サービスを継続的に提供するため、常に財政

指標等を注視し、事業実施に際しては、財源確保を常に念頭に置き、慎重かつ計画的に市債の運用を継続してまいります。

27. 柳島スポーツ公園事業の収支

P F I 事業により民間の資金、経営能力・技術能力を活用するとあるが、多額の出費がなされている。柳島スポーツ公園事業の場合、P F I の事業類型はB T Oだと思われるが、V F M評価をどうしているかお願いします。

(担当：スポーツ推進課)

柳島スポーツ公園の事業手法は、本市として初めてとなるP F I 事業を導入し、選定された事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本公園の維持管理及び運営を行うB T O (Build-Transfer-Operate) 方式を採用しています。

V F M (Value For Money) とは、支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を定量的に示した指標ですが、事業者の提案を基にP F I 事業として実施する場合と市が自ら実施する場合を比較した結果、事業期間全体を通じた財政負担額を3億8百万円削減することができ、V F Mの割合も6.5パーセントと算定されています。

(事務担当 市民相談課市民相談担当)

受付No.292